

佐賀県規則第8号

佐賀県立九千部学園管理規則を廃止する規則

佐賀県立九千部学園管理規則（昭和55年佐賀県規則第29号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 佐賀県立九千部学園条例を廃止する条例（令和6年佐賀県条例第17号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同項の規定に基づく使用料等の納付については、この規則による廃止前の佐賀県立九千部学園管理規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。